

「平成21年度 高知県農業農村整備事業計画審査会」 議事録

開催日時 : 平成21年8月13日(木)
開催場所 : 高知県職員能力開発センター 3階研修室
審査委員 : (農業振興部委員)

- ・ 農業振興部副部長 八百屋 市男 : 審査会委員長
- ・ 農政企画課長 藤田 美津子
- ・ 農業農村支援課長 山本 耕二
- ・ 環境農業推進課長 二宮 一寿
- ・ 産地づくり課 原 護
- ・ 流通支援課課長(代理出席) 近澤 顕義(課長補佐)
- ・ 農業基盤課長 井上 泰志

(第三者委員) : 県営事業の審査に参加

- ・ 生産に関わる者(JA土佐くろしお理事) 青木 耕蔵
- ・ 流通に関わる者(高知県園芸農業共同組合連合会企画課長) 山下 文広
- ・ 地域づくりに関わる者(NPO法人「とかの元気村」副理事長) 田村 公史
- ・ 学識経験のある者(高知大学農学部農学科 准教授) 佐藤泰一郎

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業(県営)

【地区名】物部川合同堰(ものべがわごうどうぜき)

【市町村名】香美市他3市

【事業概要】頭首工補修(1式)

【事業費】1,400,000千円

【負担割合】国50% 県35% 市15%—10,000千円 農家10,000千円

[説明者: 農業基盤課(整備事業担当)]

【新規要望理由説明(事務局)】

- ・ 受益面積は、香美市、香南市、南国市、高知市にまたがる1,849haで、関係農家戸数は、4,242戸にのぼる。この県内最大の受益を持つ農業用取水堰の機能を適正に保全して用水の安定供給を確保し、高知平野の農業の持続的発展を図ることを事業目的とする。
- ・ 受益地内の作付けは、水稻のほか露地でかんしょ、オクラ、ショウガ、葉タバコ、ネギ。施設でニラ、花卉類、ピーマン、シシトウなどが栽培されている。
- ・ 施設の概要は、真ん中に長さ40mの洪水吐ゲートが2門。右岸側に土砂吐ゲートが1門。そして、取水ゲートが右岸側に3門、左岸側に1門といった構成になっている。両岸ともに管理道路はなく、県道からの標高差が20m近くある。これらの施設は、昭和46年から47年に県営かんがい排水事業で造成され、設置から37年が経過し、老朽化が進んでいる。
- ・ 最も心配されるのは、油圧系統からの油漏れである。40mの洪水吐ゲート2門は、油圧で起き上がる転倒ゲートで、洪水時には、これが倒れて安全に洪水を流す仕組みとなっているが、このゲートを起こすための油圧配管から油漏れが頻発している。また、洪水吐ゲートの鋼材が摩耗し、使用限界を迎えている。さらに、洪水吐ゲートの下部からの漏水事故が発生し、今後は、さらに多発することが予想されている。そのほか、全体的に老朽化が進行している状況である。

(委員長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。事業そのもの等につきましても何かご質問等がありましたらお願いいたします。

(委員)

ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、その油圧系統は補修なのですか。それとも、まるっきり交換なのですか。

(事務局)

油圧系統、配管類、その油圧ユニットに関しても錆びて、いつ故障が出てもおかしくない状況ですので、全て新規更新する予定です。

(委員)

分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

ほかにございませんか。

(委員)

先ほどの説明で、事業費の中で仮設工事費が非常に高いウェイトを占めるというお話でしたが、侵入路の仮設方法は、この方法しかないのか、ほかにも検討したけれど、これが一番よかったとか、その辺の検討をしていけば、教えていただければと思います。

(事務局)

まず、先ほどの説明でも少し言いましたけれども、最初にみんなが望んでいたことは、後々の維持管理のことも考えて永久構造物にしたいということで、検討を進めておりまして、その方法として、最初は簡単な路側擁壁を作って、下へ降りて行く道を作ろうということを考えておりましてけれども、一つは河川管理者、この堰を境に実は、下流側が国土交通省、上流側が県土木部の管理なのですが、両方の協議によりまして、この工事に関する協議先は国交省ということになりましたけれども、やはり、河川断面を阻害する構造物になるということで、まずそれが大丈夫なのか、周辺への影響はないのかということの検証がまず求められたということがございました。

それと併せまして、どういった構造物でこれが安定するかということについて検討してまいりましたが、この上の県道に非常に多くヒビが入ったりして、危ないということで、県土木の方もこちら辺が要監視区間ということで位置付けておるようです。そのために、この工法を考える時に、抑止アンカー、通常の擁壁ではなく、奥へポーリングをして鋼線を引っ張って引きつけるような、絶対に壊れないような工法を用いることが望まれておりまして、そういったことを考えておりますと、今、5億円ですけれども、さらに3億円ほど仮設費が、道路を作るのに余分にかかるということが分かかってきてまして、そこで、地元なり関係市町村と協議した結果、仕方ないということで諦めるということにしております。

今回の工法は、右の方に図面を付けておりますけれども、こういった仮設の鋼材を使いまして、やぐらを組んで、現在の県道には影響なく下へ降りていく道を作るという工法を使っております。そういうことになりますと、工法は限られてきてまして、これしかないというふうに考えております。

(委員長)

ほかにありませんか。

(委員)

2点ほどお願いします。一つは、総便益の年効果額ですが、営農経費節減効果、あるいは維持管理費節減効果。維持管理節減効果の方のマイナスというものは、ある程度分かるのですが、ここで営農経費節減効果がマイナスで出てくるというのは、かんがい手間の差によって算出することになっていきますので、この営農経費節減効果がどういう理屈でマイナスになるのかなというのが1点でございます。

それと、あと1点は、5年間でこの事業をやっていきますが、5年間の各年度の粗々の工程といいます

か、どういうふうに、何年目にはどういったことをやるのか。そういうことが分かればご説明をいただきたいのですが。

(事務局)

まず1点目の営農経費節減効果でございますが、先ほどおっしゃられたとおり、かんがいをするために必要な手間が、ありせばと、なかりせばでどう違うかと。ありせばの場合は当然、今までと同じようにかんがいする手間があると。なかりせばの場合は、かんがいしようにも水がないから手間がかからないということで、マイナスということに見込んでおります。その代わりに減収すると。この考え方において、もう一通りかんがいによっては考え方があるわけですし、すなわち、減収を抑えるために例えば、どこから水をずっと運んできて、かんがいし続けると。そういうことによって、現在の収量は確保するという考え方もございますけれども、今、国の方で一応、この用水路とかの整備において考える効果の考え方というのは、収量が落ちるということを、なかりせばで入れて、かんがい手間はマイナスにするということが基本的な考え方として、やっております。

もう1点の方ですが、毎年の工事の計画でございますが、まず1年目は、実際の詳細な測量設計をするような委託で1年目は費やされます。それで、2年目に先ほどの仮設道路。その4年間使い続ける部分。その部分の設置というもので大体2年目はつぶれると。それで3年目、4年目。これで一番肝心の洪水吐ゲートを1門ずつ、半分ずつやると。5年目に堰の改修といいますか、下流側のエプロンなんかの補修をしてその後、仮設道路を撤去して終わるといようなことで、年間の計画を考えております。

(委員)

洪水吐ゲートを1門ずつやるわけですが、その際も洪水期は外してやるとは思いますが、その時期でも農業用水というのは多分、取水しながらやるわけですね。ということになると、やはり大型土嚢か何かそういったもので仮閉め切りといいますか、河川の方の閉め切りはした上で、そういった工事はやられるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

非常に見えにくいですけど、今、画面で指しております。そこに豆腐を重ねたような図がございますが、これが仮閉め切りに使う今の予定の断面でございます。大型土嚢ではなく、全てコンクリートの塊を作って乗せていくというようなことで今、計画しております。こういうふうになかなか綺麗に積めるかどうかというような問題はあるかと思いますが、ここら辺はまた、詳細設計の中でもう少し詰めていきたいというふうに考えております。

(委員)

はい、ありがとうございました。取水ゲートから非かんがい期でも、用水は取りつつ、供給しつつ、工事を進めるという理解でよろしいですか。

(事務局)

かんがい用水の取水は、通常と同様に取水しながらということですよ。

(委員長)

ほかに、ご意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件の事業計画につきましては、平成22年度の新規着工地区として、概ね妥当であるとしてよろしいでしょうか。

(全委員首肯)

(委員長)

ありがとうございました。

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）

【地区名】西畑（さいばた）

【市町村名】高知市

【事業概要】機場補修（1式）

【事業費】300,000千円

【負担割合】国50% 県35% 市15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）

【地区名】仁ノ（にの）

【市町村名】高知市

【事業概要】機場補修（1式）

【事業費】350,000千円

【負担割合】国50% 県35% 市15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【事業名】基幹水利ストックマネジメント事業（県営）

【地区名】宿毛（すくも）

【市町村名】宿毛市

【事業概要】機場補修（1式）

【事業費】100,000千円

【負担割合】国50% 県35% 市15%

[説明者：農業基盤課（整備事業担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 目的は、3地区共通で、故障などによって作動停止の恐れが高まってきている排水機場の機能を適正に保全することにより、湛水被害を防止して地域農業の持続的発展を図るとともに、地域の安心、安全な生活環境を守ることである。
- ・ 西畑地区は、湛水防除事業により昭和59年に口径700mmのポンプ2台、平成9年に2期工事として、口径900mmの水中ポンプ1台が設置されている。1期工事から数えると、既に設置から25年が経過し、老朽化が進んでいる。特に、電気系統は耐用年数の20年を超えて劣化が進行しており、いつ故障が発生してもおかしくない状況で、地域も大きな不安を抱いている。電気系統が故障すると、ポンプは起動しなくなり、施設園芸は壊滅状態となって、宅地にも甚大な被害が発生する。
- ・ 仁ノ地区は、湛水防除事業により昭和59年に口径1,000mmのポンプ2台が設置されている。既に設置から25年が経過しており、電気系統の劣化が著しく、いつ故障が起こってもおかしくない状態に陥っている。また、除塵機の傷みが激しいため、その機能低下が著しい状況となっている。
- ・ 宿毛地区は、湛水防除事業により昭和47年に口径1,400mmと1,000mmの2台のポンプが設置されている。既に設置から37年が経過し、特に電気設備はいつ故障が起きてもおかしくない状況となっている。また、本地区のポンプは電動モーターで、既に耐用年数を過ぎており、故障のリスクは高まっている。

（委員長）

ただ今、3地区のご説明がありましたけれども、これに関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（委員）

西畑と仁ノと、それから宿毛地区の3件を説明していただきましたが、西畑、宿毛地区の図面を見てみ

ますと、被害面積というふうになってはいますが、仁ノ地区の場合は、受益面積となっています、違いを教えてください。

(事務局)

意味は同じですが、仁ノ地区の場合は、被害を受ける場所に宅地が含まれておらず、全て農地です。そのために、中容は同じですが、被害を受ける面積=農業の受益面積ということで、受益面積としております。被害面積とした方がよかったかもしれません。

(委員)

この3件ともが、大変有用なものだと思いますが、金額も、3億円と3億5,000万円というようにお金もかかるわけですが、これに対する維持管理や補修の費用はどこが出すのですか。

(事務局)

今回、予定しております3億5,000万円、あるいは3億円といった整備事業費につきましては、国が50%、県が35%、あと残りが、今回の3地区は全て市が負担しますので、地元は負担することになっていません。

(委員)

工事そのものはそうですけど、これからの20年の間に、全然修理しなくてもいいということにはならないかと思えます。工事費が3億円もかかったら、1件の修理費は、100万円や200万円ではないと思いますが、その費用はどこが負担することになりますか。

(事務局)

この施設の簡単な消耗部品の交換とか、簡易な補修というものは、これまでも、関係する市が実施してきましたが、その費用がだんだんと膨らんできました。それで、こういった更新という大きなことをやる時には、市の方も単独ではなかなかできないということで、今回のこの補助事業を入れて更新していくという計画になっています。また、これらの施設が老朽化してきて、簡単な部品の交換とかいうことが出てきますと、それはまた、市の方で対応していただくことになります。そして、大きな補修が必要となりましたら、この事業などを採択していただいで対応していくということになるかと思えます。

(委員)

分かりました。

(委員長)

ほかに、ありませんか。

(委員)

基本的なことをお聞きするようになるかもしれません。仕事としては当然、実施しないとイケないのはよく分かりますが、宿毛地区で、全体受益102haのうち80haぐらいが宅地が変わっているというなかで、今回、農業分野でこの排水機場を直すということが、どういうふうに整理できるのかということと、その費用対効果の中に、宅地などの被害も、普通含まれるのか、教えていただければと思います。

(事務局)

この地区の効果には、被害を受ける区域の農地及び宅地全ての被害額を含んで算定をしております。それらを分けた数字は、今、手元にはございませんが、多分、宿毛地区の場合は、農業被害だけではB/Cとしては成立しにくく、宅地の被害がかなりの部分を占めているというふうに思います。国の事業制度としましては、現在の農業受益というものが、どういう姿になっていても、採択する上での縛りはありません。ただ、当方としましては、一定の農業効果というものも必要で、最低でも10haはないと、補助事業

として実施するには不適當ではないかと考えています。

(委員長)

ほかにありませんか。

(委員)

技術的な話で、私にも分からないところなのですが、この宿毛地区のポンプは電動ということで、発電機はないのですか。

(事務局)

発電機はありません。実は私も、発電機というものがなくて、停電になったらどうするのかということを知りました。この宿毛地区の機場には、2系統の電気がきているようです。片方からの電気のルートと、もう一方のルートがあって、片方が停電したということであれば、もう片方の電気で運転できるというような設備にはなっているようです。ただ、両方とも切れた場合には、動かないということになります。そこら辺が大丈夫なのかという話はしましたが、現在のところ、宿毛市から、2系統切れた場合の対策の要望は上がってきていません。

(委員)

それと、もう1点。仁ノと西畑地区の吐出弁で、バタフライ弁の電動化というのがありますが、吐出弁は、バタフライ弁ではなくてフラップ弁ではまずいのですか。

(事務局)

ここの部分が吐出弁という弁になっております。ここは、通常の逆流防止だけではなく、確実に水密性を持たして、ポンプの改修時などに水を止めることも可能な弁ということで、バタフライにしています。ここから先にありますフラップ弁というのが吐水槽の所に付いていて、それは、年数が経てば、水密性が確保されなくなるようなものです。ですから、今回、電動にしようとしている弁は、ポンプの将来的な補修時にも必要になりますし、また、このポンプの始動方法は、そこを一回閉めておいて、ポンプを起動させ圧力を上げてから、次に、吐出弁を開けて水を吐かすというような方法になっていますので、どうしてもそこはバタフライ弁で、吐出弁を直すような構造になります。少し説明しにくいのですが。

(委員)

いや、分かります。それでは、この位置がバタフライ弁のバルブ位置ですか。西畑地区の資料にありますよね、この位置は、通常の水位よりも低いのですか。

(事務局)

どの位置ですか。この図でいいますと蝶形弁と書いてあるところですか。

(委員)

そのバタフライ弁の位置が、外水側の水位よりも低い位置にあるんですか。

(事務局)

場所によりけりですけど、低い位置にあります。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

ほかに、ご意見はございませんか。

(委員)

宿毛地区の機場ですが、総事業費が1億円で、メニューを見ますと、ポンプの分解整備、それと電動機の1号、2号が更新、それと、電気設備の盤類も更新ですが、事業費は大丈夫なのですか。

(事務局)

ほかの地区が3億円、3億5,000万円というのに比べて、ここは1億円ということで、非常に少ないということで、私も、メニューにあるものを全部やって1億円で済むのですかということは何度か確認させていただきましたが、1億円でこの工事が出来るというふうに見積りが出てきております。

ちなみに、ほかの2地区にはないこの電動モーター二つの交換ですが、電動モーターというものは意外と安くて、1基が600万円とか、700万円とか、そういう値段で、モーターの交換ができるようです。細部については、施設によってそれぞれ事情が違うかと思いますが、この事業費で実施できる予定です。ただ、この地区が安すぎるのか、あるいは、ほかの2地区が3億円と3億5,000万円ということで、事業費が高くなりすぎているのか。そのことについては、今後、国への採択申請を行うまでの間に、もう少し精査させていただきたいというふうには考えております。実施する内容は変わりませんが、物部川の合同堰の場合は、11月の末までに国へ採択申請するのですが、この機場は2月という遅い時期で、国とのヒアリング、詰めというものは、もう少し先になりますので、申し訳ありませんが、少し検討させていただきたいというふうには考えております。

(委員)

電動機がそんなに安いとは知りませんでした。分かりました。

(委員長)

ほかに、ご意見はありませんか。

(委員)

説明の中で、いずれの施設も老朽化が進み、故障リスクが年々高くなっているという話をしていただきましたが、工事期間を見てもみますと3年、4年となっています。内容を見ると修繕とか部品の交換ということなのですが、どうして3年かかるのか、そういう故障リスクが年々高まっているのであれば、早く整備を済ませたらいいというふうに、素人考えではそう思うのですが、その辺り、どうなのでしょう。説明をいただければと思います。

(事務局)

複数年、工期を取っておるのは、3地区とも同じなのですが、ポンプが二つ以上ありますので、二つを同時に単年度で直すとなりますと、その期間に万が一、豪雨が来た場合に、全く対応できないということが考慮されます。ですから、1箇所のポンプ場を修理する期間は2年とって、片方は動かせられる状態しておいて対応しようというふうに考えています。もう1年は、全体の計画を策定するためにとっています。

(委員)

湛水の被害が、それぞれ豪雨の時などには出ると思うのですが、今回のいろいろな改修によって湛水被害が今後、なくなるのか。それとも、機能的にはそのまま、機能強化にはなっていないので豪雨の時には湛水被害が発生するのか。

(事務局)

現在の古いポンプですと、元々、持っている能力が100%発揮されているかということ、劣化によって若干機能は落ちているかと思いますが、その意味で言いますと、機能は若干、上がるかなと思いますが、建設当初の能力から上がるわけではありませんので、建設当初の計画から言いますと、その時のままということで湛水被害が、その当時から比べて少なくなるということではございません。今の状況を守るとい

うことになるかと思えます。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

例えば、西畑はもうこれ以上、水稻が減ってハウスの面積が増えるとは思えませんが、他の地区については、水稻はどう見ても減少傾向です。これから、新たに農業をどういうふうなかたちで展開していくかという、ハウスが増えていく可能性があります。仁ノ地区は、半分为水田です。ですから、まだまだこれからハウスに転換する可能性が考えられます。そういった場合に、私も非常に話を聞いていて心配だったのは、これで本当にいいのだろうか。作ったはいいけど、出来上がりました。何年か後に、ハウスがもっと増えてくると、さらに洪水被害のリスクが広がるわけで、その時に、またってというふうな気がしてくるのですけども、そういうことはお考えにならなかったのでしょうか。

(事務局)

このストマネ事業でできるのは、現在の施設を、そのまま維持するという事なので、ポンプの増設とか、そういったことはこの事業ではできません。ただ、仮に仁ノ地区の受益地で、ハウスがだんだんと増えていって、流出率が上がり、湛水被害が増加していくというようなことになるのであれば、それは別途、湛水防除事業等を入れて、ポンプの増設というようなことを考えていかなければならないかと思えます。また、宿毛地区のように宅地化が進んでいくと、農地がどんどん減ってきて、これ以上減りますと当然、補助事業として、農水の補助事業としては成り立たなくなるかと思えますが、そちらの方の能力アップにつきましては、都市計画の公共下水でポンプを増設して対応していただくというふうになるかと思えます。

(委員)

やはり、被害が起きないと前には進まないということですね。

(事務局)

そうですね。宿毛も系統は別になるのですが、都市計画で実施しています公共のポンプ場がありまして、そちらもかなりの能力を持っております。そちらの方でも、実際、被害があり、たびたび浸かっていますので、多分、宿毛市も考えているのではないかというふうに思いますが、当方では対応しかねるということになるかと思えます。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ほかに、ご意見等ございませんか。それでは、いくつか意見をいただきましたけれども、本県の事業計画といたしまして、いずれも平成 22 年度の新規着工地区として妥当であるとして、よろしいですか。

(全委員首肯)

【事業名】地すべり対策事業（県営）

【地区名】泉3期（いずみさんき）

【市町村名】吾川郡仁淀川町

【事業概要】承水路（140m） 山留アンカー（3箇所） 集水井（11箇所）

【事業費】500,000千円

【負担割合】国50% 県50%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・ 泉3期地区は、仁淀川町の2つの地すべり指定地【泉（S36指定）、古田（S46指定）】において、地すべり対策を実施する。
- ・ いずれの指定地も、過去に地すべり対策工事を実施し、地すべり活動が一定鎮静化したと判断し、“概成”地区としていた。
- ・ しかし、平成16年の台風と長雨を境に地すべり現象が顕著となり、泉、古田地区の区長より事業再開の申し出があった。その後、継続的に状況を観測した結果、地すべりに起因する進行性変状が確認されたため、地すべり対策を再開するものである。
- ・ 対策工を実施すべきブロック内には人家が存在し、地すべり状況によっては人命に被害がおよぶ恐れもある。また、広い範囲にわたって農地、農業用施設、家屋等が被害を受け、集落全体が壊滅状態に陥る。
- ・ 台風、豪雨等の地下水の浸透等による地すべり現象から人命、財産ならびに農地、公共施設の保全を図るとともに、近い将来、南海地震の発生が予測されるため、震災対策として地すべり防止事業を実施し、震災被害の軽減を図る。

（委員長）

はい、ただ今の説明につきましてご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。ありませんでしょうか。

（委員）

前回、施工している所は、かなり効果はあったのですか。

（事務局）

はい、効果があったということで、しばらく動いてなかったのですが、県も工事をやめていました。しかし、平成16年に台風が六つ上陸しまして、その時から非常に動きが激しいというので、地区長さんから県の方に話がきまして、それからその県単で調査をずっと進めていました。調査の結果、動きがあるということで、今回、再着手することにしております。

（委員）

前年度も、この地区ではなかったですか。

（事務局）

前年度も、地すべりの新規着手地区はありました。

（委員）

ここではなくて。

（事務局）

ここではないです。毎年、動いているということを確認した上で、県単で1年か2年、調査して、動いていることが確認できたら再着手するというフローになっています。昨年は3地区、地すべり地区を出し

ましたけど、それは、大豊町、土佐町、仁淀川町で、別の地区を出しました。そういうかたちで、確認した上で再着手します。地元が言ってきたら、すぐ着手するのではなくて、動きを確認した上で、動いているということであれば、補助事業を再着手します。その中で、工法も検討した上で、工事を実施します

(委員長)

ほかに、ございませんか。

(委員)

この最後のページに総投資額に対する費用対効果とあります。被害想定額が、農地に関しましては8.9haで2億3,051万ですか。これは、その土地の評価ですか。

(事務局)

これは、農地を元に戻す復旧額も含まれます。それと、作物の被害額です。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

よろしいですか。では、本件の事業計画につきまして、平成22年度の新規着工地区として、概ね、妥当であるとしてよろしいでしょうか。

(全委員首肯)

【事業名】農村災害対策整備事業（県営）

【地区名】吾川（あがわ）

【市町村名】吾川郡仁淀川町

【事業概要】土留工（7カ所） 排水ボーリング（3カ所） 緊急避難路整備（2路線）

橋梁耐震補強（4カ所） 防護柵等安全施設（1カ所）

【事業費】650,000千円

【負担割合】国55% 県35% 町10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【事業名】農村災害対策整備事業（県営）

【地区名】梶原北（ゆすはらきた）

【市町村名】高岡郡梶原町

【事業概要】土留工（6カ所） アンカー工（1カ所） 用排水路（7箇所） 緊急避難路整備（2路線）

【事業費】506,000千円

【負担割合】国55% 県35% 町10%

[説明者：農業基盤課（防災担当）]

【新規要望理由説明（事務局）】

- ・本事業は、地震防災対策等の災害防除対策推進地域に指定されている地区において、地域で発生する重大な災害から、農村住民の生命、財産および生活を守るため、農業用施設や防災施設のうち整備順位の高い施設の整備を行う。
- ・吾川地区については、農地の耕作放棄地が増加傾向にある過疎・高齢化の集落では、近年、南海大震災や局地的な豪雨に対する恐怖を抱えており、町の防災計画にも早急な防災対策の必要性を掲げている。また、集落では大震災に備えた話し合いを重ねる毎に、自主防災組織設立の必要性について、認

識が高まってきている。

- ・ 梶原北地区については、地すべり区域や危険地域が多く存在しており、歴史上幾度となく、集中豪雨等による壊滅的な被害を受けている。そのため平成16年6月には、いち早く自主防災組織が設立されるなど地域住民の防災意識も非常に高い地域である。
- ・ こうしたなか、両地区とも基本計画策定において実施した各集落での聞き取りやワークショップを重ねる中で、南海地震や豪雨から生命を守るために種々の課題が掲げられており、本事業はこの課題を解決すべく実施するものである。
- ・ 具体的には、南海地震の強い揺れや、豪雨による土砂崩壊等から地域住民の生命財産を守るため、土留工等の対策工法を実施する。また、大震災や豪雨災害の避難経路の確保のため各集落から避難場所までの避難路の整備及び橋梁の耐震補強を実施する。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

(委員)

最初に事業の説明をされた時、地震防災対策等の災害防止対策を推進する地域の中で、こういう事業をやられるということを書かれているのですが、この地域というのは、県内ではかなりあるわけでしょうか。

(事務局)

いや、実は、書類に書いていますように、東南海・南海地震防災対策推進地域というのは、県下全域が入ってまして、台風常襲地域にも全域が入っていますので、高知県は全部該当するということです。

(委員)

そういうことであれば、この事業は、高知県ではどこでも出来るということになりますが、そのなかで、今回、梶原とかが新規地区というかたちになっていますが、その辺りの順番というのは、市町村からあがってきて、初めて候補ということになるんですか。

(事務局)

そうですね。県としましては、各センターを通じて、新規事業の説明会とか、毎年、防災点検等で行った時など、新規事業の説明をさせていただいてまして、情報としては各市町村に同じような情報提供をさせていただいております。そのなかで、市町村の方から是非やりたいと言ってくれば、当然、やらせていただいております。

(委員)

この事業は、南海地震に対する防災というふうにも考えておられるようなのですが、揺れについてはかなり大きい指標が想定されているのですが、それに対応できるような工法になっているのですか。

(事務局)

基本的に、橋梁の耐震化とかが、そういうことにあたるのですが、そういう所は、それに対応できるものにして考えています。

(委員)

地すべりなどもそうですか。

(事務局)

当然、擁壁などもそうです。地すべりなどでは、どこまで対策が取れるかということになるのですが、実際問題として、昨年度もお話ししたのですが、中越地震の時なども、地震動をカウントしてまでは設計

をされてないみたいですが、対策工をやられている所はほとんど被災を受けていないということで、急激な振動なんかでは、大丈夫であろうと考えています。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ほかに、ございますか。はい、どうぞ。

(委員)

この吾川地区も、栲原北地区も危険な所が多いということで、必要だと思うのですが、6年間の間に、不幸にして災害が起きたといった場合、この事業費はなるのですか。上乘せていくとか、中断されるとか。

(事務局)

災害が起きましたら、国の災害復旧の手厚い事業がいろいろあります。その補助対象にならない所につきましても、市町村等は起債の対象となって、交付税措置が高い事業もありますので、災害復旧につきましては、そちらの方で対処します。こちらの事業とは、また別になってまいります。

(委員)

分かりました。

(委員長)

ほかに、ございませんか。

(委員)

吾川地区では、自主防災組織の現状というものがありませんでしたが、栲原北地区では、どうも、このレジメを見た限りでは、自主防災組織うんぬんという表現がないのですが、これは、必ずしもそういったものが立ち上げられてなくてもよいのか、どうなのか。このレジメを見ますと、四万川地区が何世帯、何人というような表現になっていますので、あるいは、そういったものがきちんとできてないのかなど。それは、この事業の要件としてよろしいのかなということが1点です。

それと、事業の内容として、事業メニューから申しますと、結構、緊急避難施設の耐震化とか、避難路、橋の耐震化とか、そういったものも可能な事業だと思うのですが、どうも栲原北地区というのは、そういったメニューが見当たらないわけですが、この緊急避難施設などは、耐震化は必要ないのか、その辺をお聞きしたい。

(事務局)

その2点について、まず、栲原町については、評価シートの方に書かれているのですが、平成16年6月に100%、自主防災組織が立ち上がっております。ですから、あえて書かなかったということで、評価シートの説明をしておけばよかったのですが、栲原の評価シートを見ていただいて、1ページ目の下の方に、当地区は歴史上、幾度となく集中豪雨等の壊滅的な被害を受けたことからわかるように、地すべり地や、危険地域も多く存在します。そのため、平成16年6月にはいち早く自主防災組織が設立されるなど、住民の防災意識も非常に高いということで、県下でも1、2番に早く100%、自主防災組織が立ち上がっております。あえて、そのことについて、このパワーポイントの中に入れていませんでした。申し訳ございません。

それと、お伺いの施設の耐震化につきましては、実は、耐震化のこともワークショップや町との話の中で、吾川についても、栲原についてもお話しさせていただきましたが、農水省で現在定めている当事業の補助対象が、以前に農林水産省の補助事業が入っている施設ということが前提になっていまして、その補

助事業は、公共事業に限らず、山振や農構などの事業でもかまわないということです。

なぜ、そうなっているかと申しますと、よく、田舎の方で避難所といえば学校などが多いのですが、学校を耐震化するとなれば、文部科学省の方での補助事業がございまして、今度は、農水省のエリアを逸脱することになってしまいます。このため、一定、けじめをつけるため、何の事業でもいいが、農水省の補助を利用してつくった施設ならよいということになっているため、今回、栲原町や仁淀川町にも話をさせていただきましたが、現状では該当する箇所がなかったということです。

ただ、主な避難施設が、町単でつくった集会所や学校でも廃校になったものなども多く存在していますので、それらの施設は、当然、農村住民が避難施設として使用している施設であり、多に適切な補助事業もないため、農政局の方にそれらの施設が当事業の対象になるように制度の拡充要望はあげさせていただいております。

(委員)

分かりました。もう少し柔軟な対応を国の方でしていただければ、もっと手が挙がるのかなと思いましたけど、そういう要件でしたら、仕方のないところです。了解です。

(委員長)

ほかは、ございませんか。

(委員)

意見ではないのですが、質問というか、教えていただきたいのですが、この評価シートの中で、「課題解決をしなかった場合、どのような影響があるか」の中に、想定被害者数というものがありますが。これは、どういう考え方でこういうものを出しているのですか。

(事務局)

これは、エリアで出しているのではなくて、実際、想定エリアに19戸の家屋があるということで、その中で、最低1人がお亡くなりなるという想定で、入れています。

(委員)

はい、分かりました。

(委員長)

よろしいですか。では、本件の事業計画につきまして、いずれも平成22年度の新規着工地区として、妥当であるということによろしいでしょうか。

(全委員首肯)

【事業名】 広域防災ため池等整備モデル事業(県営)

【地区名】 芸西(げいせい)

【市町村名】 安芸郡芸西村

【事業概要】 ため池整備(洪水調節機能の賦与及び老朽化箇所の改修)(5箇所)

【事業費】 400,000千円

【負担割合】 国50% 県40% 村10%

[説明者: 農業基盤課(防災担当)]

【新規要望理由説明(事務局)】

- ・本事業は、農村地域に点在する複数の既存ため池について、洪水調節機能を賦与、または増進させるとともに、ため池決壊防止のために、老朽化部分の改修工事を行うことによって、大型台風や集中豪雨等による水害から農用地や農業用施設等を守ることを目的とする。
- ・芸西地区では、平成元年、10年、16年、18年、20年と頻りに洪水による被害を被っている。

- ・本地区の事業内容は、対象の5箇所のため池について、洪水調節機能の賦与として洪水吐や斜樋に洪水調節施設の設置、老朽箇所の改修として洪水吐、斜樋、底樋等の改修を行う。
- ・地域の住民は、自主防災組織を中心にして定期的な勉強会や防災訓練などを行ってきたが、この活動のなかで、洪水対策を望む声が高まっている。
- ・本地区は、ナス、ピーマン、花卉を主とする施設園芸が盛んに行われており、県下有数の農業地帯の保全を図ることで、この地域の農業の更なる発展を促す。

(委員長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

(委員)

このシステムは、どなたが管理されるんですか。

(事務局)

行政ということで、役場になります。

(委員)

新たに人を雇うことになるのですか。

(事務局)

それは役場の方で管理していただかないといけないのですが、確かに、難しいは難しいのですが。谷の奥にありますので、30万tの丸塚池などは道幅2mぐらいの道をしばらく走っていかなければなりません、なかなかそこへ行って管理するのが大変なので、役場に水位システムを付けて管理を行います。また、マニュアルを作成することも考えています。

(委員)

一つ一つは安くできるのかもしれませんが、結局、管理が複雑になってきますよね。人をそのために新たに配置していかなければならなくなるので、先ほどの計算式はどうなのかなと。それは、行政がやるのはゼロなのですかね。効果はあるのですか。

(事務局)

ただ、ここで村の管理している河川を全部改修するというのは、まず、あり得ませんので、実際に、何らかのかたちで洪水調節は図らないといけなくなると思います。

(委員)

その辺のところを、よくご理解いただいた上で行わないといけないと思います。

(事務局)

農業振興センターから地元にも、洪水がおきた時には、こういう調節を図りますという考えを示しており、その辺の合意は取っているようです。

(委員)

水位調節をまめにしなくてはいけないですよ。これはどう見ても、単なる洪水調節ではなくて、利水という部分もある訳ですから。

(事務局)

そうですね。小さい雨で、通常の多目的ダムのような調整は無理かもしれませんが、実際、大きな豪雨が

予想される場合に、事前に一定、ここまでは下げさせて下さいというようなかたちに持っていかなくてはならないのかなと考えています。

(委員)

せっかく事業を入れた施設が機能しないものになるような気がします。

(事務局)

役場にも、パソコンによって、水位が遠隔で観測できるようなシステムを入れるようにはしています。

(委員)

ただ、何日前から放流するかということですよ。利水容量としてためているわけだから、前もって、のべつまくなし放流して、どんどん水位を落とせばいいというものではないし、あまり水位急降下を起こしたら堤体の方まで危なくなり、崩壊する可能性があるから、1日に下げられる水位の限界というものもあるだろうし、あと、事前に空っぽに空けておくという話なので、天気予報の精度との関係もあるですよ。だから、現実、管理していただく方とうまく調整をしておかないといけないと思います。

(委員)

例えば、大渡ダムは、日本で一番ぐらいの素晴らしい管理をしているのだと思っていますけど、機械もそうです、人がどれぐらい育てているかなんですよ。天気を読む能力と、水位を調整する能力と。それを、例えば、芸西村役場に置いておいて、マニュアルどおりにやれば、多分、どこでもマニュアルどおりがあると思うのだけど、やはりこれは、もう少しお金をかけないと、僕はいけないような気がします。

(事務局)

農林省もそういうことを考えて、この事業には管理体制強化整備事業と、あとで人を育成する事業もありますので、そういうなかで、人材も育成して下さいというかたちをとっていますし、それともう一つ、ここに書いていますように、バックアップ体制と言いますか、一つのため池で仮に、水位を下げておいて雨が降らなかったという失敗を犯しても、ほかから水を持ってこられるような体制は一定取っておかないといけないと思います。

(委員)

だから、どれだけ雨が降ったって、所詮は、ポケットを空けておいていて、いっぱいになっちゃったら洪水吐から流れるから、それはそれでいいのですが、心配なのは、空振りだった時ですよ。

(委員)

空振りして、水が足らなくなったときです。

(委員)

想定では、誰が水位を下げるのを決めるのですか。

(事務局)

ですから、行政では、マニュアルを地元と合意して。

(委員)

村長さんが決めるのですか。

(事務局)

そういうことになります。

(委員)

人の育成というのが、すごく私は大事だと思います。実際にバルブを操作する方の能力を上げるのは非常に大事だと思います。

(委員)

だから、考え方はいいと思うのですよ。安いコストで、要は、10分の1と30分の1の差分を吸収して、徐々に流すような格好で、それで溢水するのを防止しようというのは、非常にコストも安くいいと思うのですが、やっぱり、人材の育成とか、そこの辺をどういうふうに読んで、どういうふうになるというのを村の方もしっかり、そっちの方も併せてやっていただかないと、空振りに終わってしまって、水が足らなくなった時に、「お前らなんだ」ということになってしまいますので。

(事務局)

そこは懸念されるところで、もちろんご発言のとおりだと思いますので、そこの辺りは、先ほども言いましたように、バックアップ体制も含めて、例えば、管理を任された人が全責任を負うことになって困りますので、委員のおっしゃられたように、人材の育成も含めて、7年間で、そういうかたちで詰めていかないといけないと思います。これと併せて、取水施設の改修も行いますので。

(委員)

ただ、併せて老朽化箇所の改修もできますので、そちらの方はまず、老朽していたらやらないといけない話だと思いますから、それはそれとして、老朽箇所の改修はやってもらわないといけないことだと思えます。

(事務局)

今回につきましては、こういう立てりにはなっていますが、要は、老朽箇所は全部直します。結局、緊急放流施設といいますが、従来からある斜樋の容量を少し増やすだけの話でございますので、最終的には改修が目的の部分がありますので、改修の効果はあるのかなと思えます。それを洪水調節の部分でどのように生かしていくかは、人材育成もありますので、そのなかでやっていかないといけないかと思えます。ですが、改修自体がメインではないと思えます。

(委員長)

ほかには、ございませんか。それでは、今、いろいろとご意見もありましたので、それも踏まえて検討していただくということで、本件につきましても、平成22年度の新規着工地区として妥当であるということによろしいですか。

(全委員首肯)

(委員長)

どうもありがとうございます。これで、全案件が終了いたしましたけれども、この際ですので、各委員の皆さま、何かご意見等がございましたら、是非ともお願いしたいのですけれども。

(委員)

それでは、ひとこと言わせて下さい。このような審議をする場合、大概、現状というものがあって、それに対して事業を興します。機能は大概、現在の機能が維持されます。ただ、農業が置かれている状況というのは、毎年、毎年、どんどん厳しくなるということと、事業自体が非常に長いスパンで次の更新をむかえる訳です。そういった時に、もちろん、実際に担当されている皆さんの力というものも大事だろうと思うのです。

が、受益者と行政というものだけではなくて、例えば、今日の宿毛地区でも話がありました様に、宅地化がどんどん進んでいます、これは、ある面では、そういう方向性というものはあるわけです。そのなかに、農家だけではなくて、非農家というものも入ってきているわけです。

もちろん、そういった方は納税者というかたちで、出資者であるわけですから、是非、そういった方のご意見というものを取り入れられるようなかたちを、高知県としても考えていただきたい。特に、農業をする場合に、水というのは、あって当たり前だというふうに思われている方が非常に多いけれども、実際に水を使う、余計な水を出す、排水するというのは、大きな努力が必要なのです。それを、もう少し多くの人にも分かってもらえるように、決してお金をかける必要はないと思うので、もっと施設をオープンにして見てもらうことができるようにとか、地域の方に、そういったものにも是非、協力してもらって、それが将来の改修事業の時に必ず役に立つわけですから、そういうことができるような体制を是非、考えていただきたい。

一応、水というものは、水利権というものがあり、農業だけで利用しているというふうに思われているかもしれませんが、本来、用水を含めて、地域の財産なわけです。そのところも、いろいろな課題があって、大きな声では言えないのかもしれませんが、是非、農業基盤課の方が中心となって、地域の人に、特に非農家の方に、説明をするようお願いをしたいと思います。

(委員長)

貴重なご意見、ありがとうございます。本事業につきましては、農業、農村ということですがけれども、やはり、これからは非農家とも幅広い意味で理解を得られないと、なかなか事業を進められない問題等も出てくると思います。

よい意見をいただけたと思います。